

広島県告示第二百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定によって、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和八年三月九日

広島県知事 横 田 美 香

一 解除に係る保安林の所在場所

福山市内海町字小箱ハ三〇〇の五二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅